

様式第5（第11条関係）

鹿児島市都市農業センター市民農園使用期間更新申請書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

申 請 者	住 所（団体にあつては団体又は代表者の住所）
	氏 名（団体にあつては団体名又は代表者の氏名）
	電話番号（団体にあつては担当者氏名）

次のとおり市民農園を引き続き使用したいので、鹿児島市都市農業センター条例施行規則第11条第4項の規定により申請します。

更 新 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで		
最初に受けた 使用許可の年度 及び番号	年度 農セ第 号		
市 民 農 園 の 区 分	家族用・団体用・車いす用  (○で囲んでください)	使用区画 番 号	
備 考			

当初使用許可の状況	農セ第 号 年 月 日 許可
処 理 欄	

注) 太線の枠内のみ記入してください。

## 市民農園使用許可条件

1. 栽培できる作物は、使用期間内に収穫できる作物に限ります。  
(永年性作物の植え付けはしないこと。)
2. 市民農園に工作物類を設置しないでください。
3. ちり、空カン等は、各自持ち帰ってください。
4. 使用中、みだりに近隣農地へ立ち入ったり、他の使用者に迷惑をかけたたりすることがないようにしてください。
5. 農具はできるだけ各自で準備してください。また、持参された農具等は、必ず持ち帰ってください。
6. レストハウスの農具や市民農園の施設等はていねいに扱ってください。
7. 農園の土は持ち帰らないでください。
8. **無断で当センター内への車両の乗り入れはできません。**ただし、体の不自由な方や、多量に肥料等を運搬される方は、事前に申し出をされた場合、午前8時30分～午後5時までの間において、**1時間を限度**として許可書を発行いたします。  
(四季の花園の鑑賞期間等イベント開催時や年末年始は除く)
9. 使用中は、火災、盗難、人身事故、その他の事故防止に努めてください。
10. 自己の責めに帰すべき理由によって市民農園又は市民農園の施設、設備、備品等をき損したときは、その損害を賠償していただくことがあります。
11. **使用中の不慮の事故及び損害等については、鹿児島市は一切責任は負いません。**  
**また、使用中における天災、鳥獣、病害虫等、又は他の使用者との間における紛争による損害については鹿児島市は一切責任は負いません。**
12. 都合により使用を辞退される場合は、早めに当センターへ連絡するとともに使用が満了し、若しくは使用を取り消された場合と同様に、使用区画を現状に復して、すみやかに返還して下さい。なお、年度途中において、使用を辞退又は、使用を取り消されたばあいでも**既に納入された使用料は返還いたしません。**
13. **次のいずれかに該当する場合は、以後の使用を取り消す場合があります。**
  - ① **使用期間中において、市民農園の草取り等、日常の栽培管理を行わずそのまま放置し、引き続き1ヶ月以上農園を使用しなかった場合**
  - ② **第三者に使用させた場合**
  - ③ **虚偽の申請により不正に市民農園を使用している場合**
  - ④ **使用料を指定された期日までに納入しなかった場合**なお、使用の取り消し等によって生じる損害については、鹿児島市は一切責任をおいしません。